

GAHT-US Corporation

米国カリフォルニア州サンタモニカ市

2014年9月3日

訴訟についての最近のお知らせ

本日、我々の弁護士は、二つの訴訟に踏み切りました。一つは、さる8月4日の連邦地方裁判所の決定を受けて、高裁に上告する旨を伝えました。二番目は、別の訴訟をロサンゼルスにあるカリフォルニア州の高等裁判所に提出しました。

これらの法的な行動は、今年の2月20日に連邦地方裁判所に提訴したミチコギンガリ等対グレンデル市訴訟の延長線上にあるものです。8月4日に連邦地方裁判所判事であるパーシー アンダーソンによって下された判決は、我々の見解では、不適切です。そこで、我々は、その裁判の第一の訴因である、グレンデル市が連邦政府の独占的な権限である外交について介入したことに関して、連邦裁判所の高等裁判所に上告しました。更に、最初の訴訟の第二の訴因である、慰安婦像に付随している金属板に書かれた文言については、市議会で承認していないという行政的な瑕疵について、新しい訴訟を始めました。この件に関しては、8月4日のアンダーソン判事が州の法廷で審議することが適切であると裁定したものです。

GAHTとしては、日本と米国との関係、または他のどの国との関係を悪化しようとしているのではありません。逆に、我々は戦争中の売春の問題を、特に日本の経験をもとにして、公正な観点から検討することによって、国際関係を改善しようとしているのです。GAHTとしては、一部の国が慰安婦問題を日本国、日本人、または日系アメリカ人に対して悪いイメージを作るために利用し、過去60年以上継続している日米の戦略的な友好関係と米国の東アジア政策の柱を弱体化するために使っていることを非難しているのです。

我々は、これらの訴訟に対して、今までのように米国、日本そしてその他の国の関心のある方々から支援が、今後も引き続きなされることを強く要望しています。